

平成 25 年度第 1 回バルク関係基準分科会
議事録

- I. 日時 平成 25 年 5 月 23 日 (木) 14 : 00 ~ 17 : 00
- II. 場所 高圧ガス保安協会 第 3 会議室
- III. 出席者 (敬称略、順不同)
- 主査 : 澤
- 委員 : 萩原、吉井、熊井、野口、三宮
- KHK : 安田、北出、市川、柿本、原
- IV. 配付資料
- 資料 1 バルク関係基準分科会 委員名簿
- 資料 2 平成 23 年度第 1 回バルク関係基準分科会議事録 (案)
- 資料 3 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連手順書 (基準) の制定について
- 資料 4 バルク貯槽の告示検査等手順書 (基準) (KHKS 0745) (案の 1)
- 資料 5 バルク貯槽の告示検査等手順書 (基準) (KHKS 0745) (案の 2)
- 資料 6 附属機器等の告示検査手順書 (基準) (KHKS 0746) (案)
- 資料 7 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業手順書 (基準) (KHKS 0841) (案)
- 資料 8 LP ガスバルク充てん作業基準 (KHKS 0744) の改正について
- 資料 9 LP ガスバルク充てん作業基準 (KHKS 0744) 改正案 (新旧対照表)
- 資料 10 LP ガスバルク充てん作業基準 (KHKS 0744) 改正案
- 別添 1 産業構造審議会 保安分科会 液化石油ガス小委員会 (第 1 回) - 配付資料「資料 7 民生用バルク供給システムの告示検査について」
- 別添 2 LP ガスバルク貯槽移送基準 (KHKS0840) (2012)
- V. 議事概要
1. KHK 安田理事より分科会の開催挨拶があった。
 2. 事務局より、本日のバルク関係基準分科会の出席委員は 6 名であることを報告し、規格委員会規程第 16 条第 12 項 (技術基準策定手順書第 12 条 5 号) に定める分科会の定足数である委員の過半数を満足していることを確認した。
 3. 前回議事録 (案) はバルク関係基準分科会出席委員 (6 名) の過半数 (4 名) 以上の賛成 (満場一致) により可決された。
 4. バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連手順書 (基準) の制定に関して、主旨及び検討内容 (資料 3) に基づき事務局より説明があった後、以下の意見交換等があった。
 - 日団協の 20 年検査ワーキングにおける議論の結果をどう反映するのか。

→液石法の法令及び通達の改正等の動向を見極めながら、反映できる内容については来年度（平成 26 年度）以降の検討事項としたい。

- 移送基準（KHKS 0840）の今後の見直し等の方向性についてはどうか。

→現在 METI 高圧ガス保安室と調整中の案件があり、当該案件は移送基準にも関係するため、見直し等の検討は平成 26 年度以降としたい。

- 移送基準についても日団協の 20 年検査ワーキングの議論を踏まえて検討すべきではないか。

→今後そのように検討していく。

5. バルク貯槽の告示検査等手順書（基準）（案の 1 及び案の 2）（資料 4 及び資料 5）の制定について事務局より説明があった後、以下の意見交換等があった。

- 検査実施者に求める実務経験として、「グラインダー加工等」とあるが、その中には溶接補修の経験も含まれるのか。このままでは含むものとして判断してしまう可能性があるのではないのか。

→溶接補修は含まない。ここでは、腐しよく減肉部を除去する際に行うグラインダー加工を想定している。指摘箇所についてはグラインダー加工による作業内容であることを明確に記載する。

- 基準として制定する場合はタイトルに「手順書」は不要ではないか。

→検討する。

- 前回の検査の日に関する注釈について、実際は検査日で管理することになるため、細別の記載順序を逆にした方が良い。

→指摘どおりに修正する。

- 並列関係を示す場合の表現を改めた方が良い（～と・・・とが → ～と・・・が）。

→指摘どおり修正する。

- 内面の目視確認は、肉厚測定の前に行わないといけないのか。肉厚測定は開放前に他の検査と同時進行で行うことはできないのか。

→内面の目視確認は必ず行わないといけない。この基準の運用として、肉厚測定を先に行っても良いが、目視確認により異常があった場合は、改めて該当箇所の厚さ測定が必要になる。

- 内面の目視確認に関する注釈中、空気による再置換を行う前の確認について、「ガス置換の場合に準じて」の文言は不要ではないか。

→例示基準 10 節「貯槽等の修理又は清掃」の規程内容をそのまま記載したものであり、現行のとおりとする。

- 磁粉探傷試験により検出した磁粉模様については、ほとんどの場合において割れかどうかの判断がつかない。この場合、基準上はどう解釈すれば良いのか。

→明らかに割れと判断できるもの以外は割れに分類せず、きずによる磁粉模様として評価を行う。注釈にその旨記載する。

- 気密試験の検査方法に関する記載の中で、「障害物」という表現はネガティブであり、「防護壁」等に変更した方が良い。
→例示基準どおりの表現ではあるが、指摘どおりに修正する。
 - 注番号は「。」の前に打たないといけないのではないか。
→指摘どおりに修正する。
6. 附属機器等の告示検査手順書（基準）（案）（資料 6）の制定について事務局より説明があった後、以下の意見交換等があった。
- 附属機器等製造事業者による検査技能の認定について、「認定」との表現を柔らかくできないか。
→「講習」等、柔らかい表現への変更を検討する。
 - 安全弁元弁の外面の目視検査に関する記載の中で、「液取入弁」とあるのは「安全弁元弁」の誤りではないか。
→指摘どおりに修正する。
 - 安全弁元弁の気密試験に関する検査方法の規程内容では、具体的な手順がイメージできない。
→当該規程の元となった容器保安規則の例示基準を再度確認し、適切な内容に改める。
7. バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業手順書（基準）（案）（資料 7）の制定について事務局より説明があった後、以下の意見交換等があった。
- 「許可申請、届出」ではなく「許可申請又は届出」と変更してはどうか。
→指摘どおりに修正する。
 - 「支柱又はサドル等及びつり金具等」とあるが、「又は」の後に句読点を加えるなど支柱、サドル、つり金具の関係をわかりやすくした方が良い。
→表現を検討して修正する。
 - 「腐食」と「腐しょく」が混在しているので統一した方が良い。
→「腐しょく」に統一する。
8. LP ガスバルク充てん作業基準（KHKS 0744）の改正（資料 8～10）について事務局より説明があり、以下の意見交換等があった。
- 残液、残ガス回収に関する基準は平成 26 年度以降、当該基準に追加で記載されるのか。
→当該基準の適用範囲は施行規則第 72 条第 1 号に基づく液化石油ガスを充てんする際の作業であるため、それ以外の内容の追加記載はしない。
9. 資料 4 バルク貯槽の告示検査等手順書（基準）（KHKS 0745）（案の 1）、資料 5 バルク貯槽の告示検査等手順書（基準）（KHKS 0745）（案の 2）、資料 6 附属機器等の告示検査手順書（基準）（KHKS 0746）（案）、資料 7 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業手順書（基準）（KHKS 0841）（案）制定案及び資料 10 LP ガスバルク充てん作業基準（KHKS 0744）改正案はバルク関係基準分科会委員（7 名）の過半数（4 名）の賛成（出

席委員 6 名の満場一致) により可決された。なお、本日の議論の結果、修正が必要となった箇所については、事務局において速やかに修正を行い、各委員あてメールにより修正した資料を送付することとなった。